

# 世田谷区一般廃棄物処理基本計画（素案）概要版

## 計画の概要

### □ 計画改定の背景

前計画の改定時から5年を経て、国の計画や区の上位計画並びに審議会提言などを踏まえて、これまでの3Rの推進から発生抑制『リデュース』と再使用『リユース』の2Rに重点を置き『世田谷区一般廃棄物処理基本計画』を全面的に見直しました。

### □ 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理計画に該当し、中・長期的視点から世田谷区の一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）に関する施策の方向性を明らかにするものです。

### □ 計画期間

計画期間は平成27年度から平成36年度の10年間で、計画の前提条件に大きな変更があった場合など、概ね5年で見直すこととします。

## 清掃事業の課題

### □ 人口の増加等への対応

計画期間中は人口が増加し、特に、高齢者人口や単身世帯が増加することが予想されます。このような変化に対応した適正な収集体制の構築や、対象に応じた普及啓発施策を検討する必要があります。

### □ 事業系ごみへの対応

世田谷区の事業所の56.7%は従業者数が5人未満です。許可業者の収集が促進されるとともに、一方で区収集を利用する場合は事業系有料ごみ処理券の貼付が徹底されるような施策を検討する必要があります。

### □ ごみに含まれる資源化可能物のリサイクルの推進

平成25年度の調査によると、可燃ごみには24.0%、不燃ごみには11.6%の資源化可能物が含まれています。普及啓発による2Rの促進、古紙類をはじめとする既存リサイクル品目の回収率の向上、リサイクルの推進などにより、ごみ収集量を削減する取組みが求められています。

| （可燃ごみ）  |       | （不燃ごみ） |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 品目      | 割合    | 品目     | 割合    |
| 紙類      | 14.6% | びん類    | 8.9%  |
| 布類      | 7.0%  | 缶類     | 2.2%  |
| プラスチック類 | 2.0%  | その他    | 0.5%  |
| その他     | 0.4%  | 合計     | 11.6% |
| 合計      | 24.0% |        |       |

（資料）「世田谷区家庭ごみ組成分析調査及び家庭ごみ計量調査報告書（平成25年度版）」（平成25年8月、世田谷区）より算定

### □ コストの削減

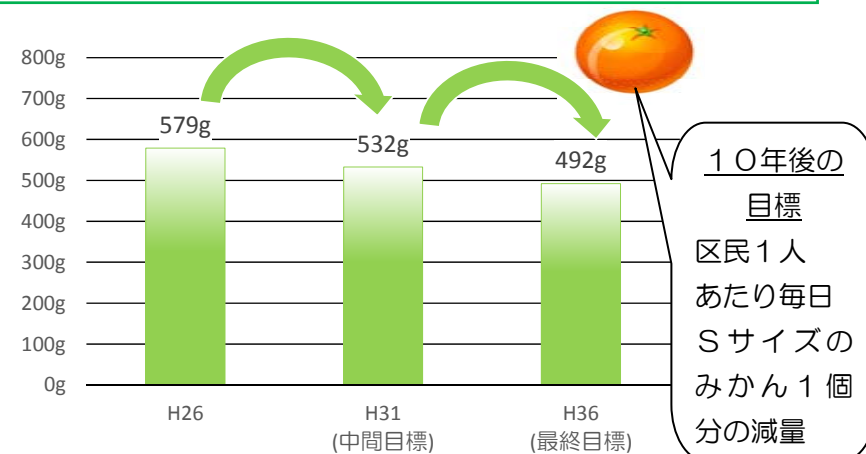
清掃費は、毎年約80～90億円で推移しています。今後も効率的な取組みを行い、コストを減らすことが必要です。

## ごみ減量目標

□ 区民1人1日あたりのごみ排出量で評価します。

□ 最終年度の平成36年度には492gを目指します。達成するためには、平成25年度の579gから87g/人日の減量が必要です。

□ 身近なものにたとえると、Sサイズのみかん1個分に相当します。



## 循環型社会形成のための基本的な考え方

### 基本理念 環境に配慮した持続可能な社会の実現

区民・事業者が主体となって、「もの」との付き合い方を見直し、環境に配慮した暮らしや事業活動へと転換し、不用となった「もの」は循環させ、それでもなお排出されるごみは適正に取り扱う、このような社会を目指します。

#### 基本方針1 区民・事業者主体による取組みを推進する

区民・事業者が主体となった環境に配慮した意識の形成、暮らしや事業活動のあり方の転換を図るとともに、区民と事業者の協働による取組みを進めます。区は、区民・事業者が主体となって行動を起こすための調整・支援役を担います。

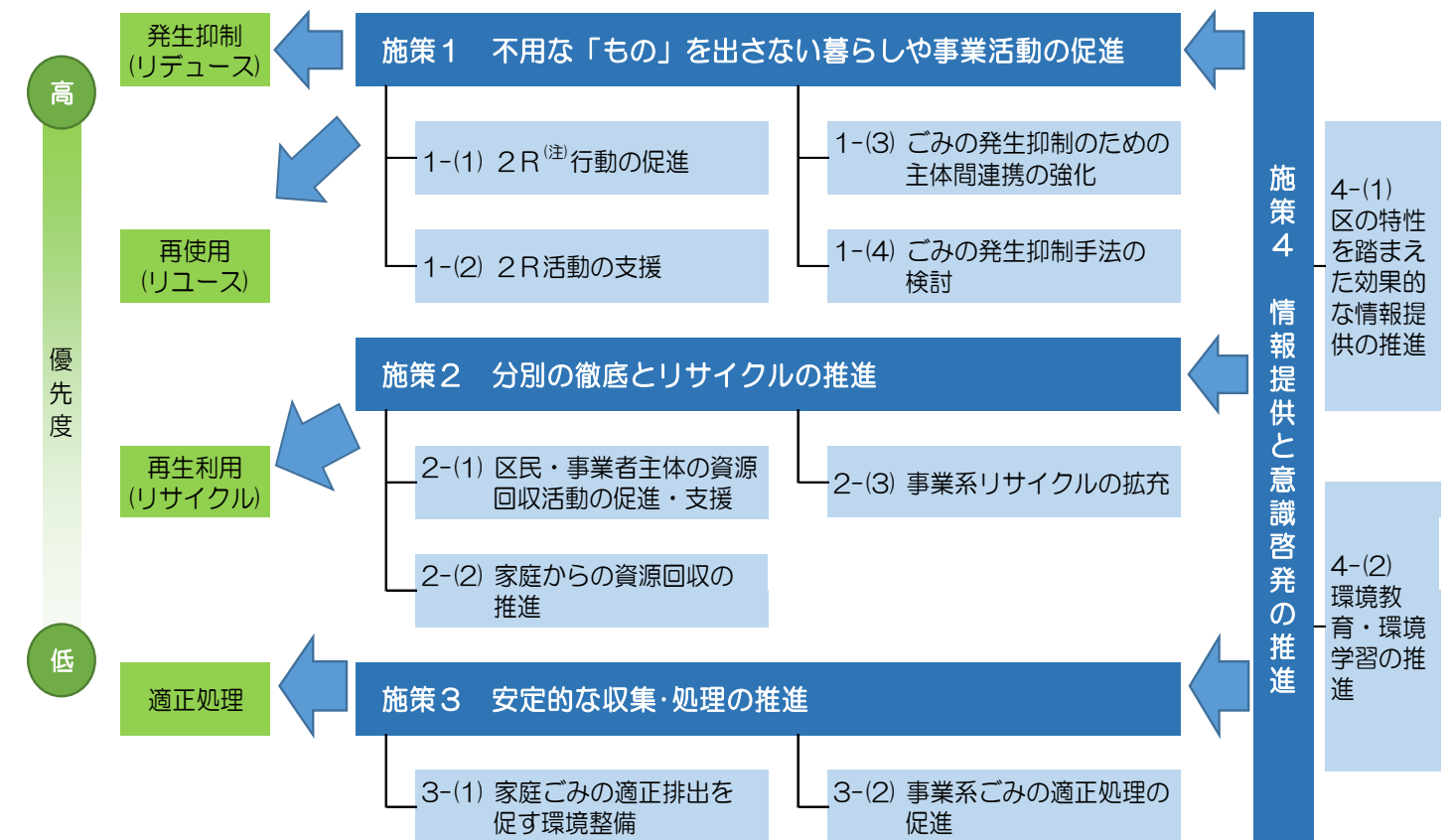
#### 基本方針2 拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する

拡大生産者責任の考え方に基づき、「もの」の流れの川上に位置する製造・流通を視野に入れた取組みを重視し、生産、消費の両面からごみを出さないための取組みを進めます。

#### 基本方針3 環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する

環境への負荷の低減を念頭に置き、ごみの減量や処理経費とのバランスをとりながら、効果的な事業推進を図るとともに、区民の満足度を高める取組みを進めます。

## 循環型社会形成のための施策



（注）2Rとは、3R「発生抑制(リデュース)」・「再使用(リユース)」・「再生利用(リサイクル)」のうち、優先度の高い「発生抑制(リデュース)」・「再使用(リユース)」のことです。